第5章 公共施設等総合管理計画の推進体制と進行管理

5-1 推進体制の方針

本計画を適切かつ継続的に推進するため、次の(1)から(3)までの方針を定めます。

(1) 継続的な運用、進捗管理の実施

本市では平成 29 年 4 月から全庁的視点に立った公共施設等マネジメントを推進するための総括部署を設置しています。

本計画に定める内容について、公共施設等マネジメント統括部署が建物所管部署、インフラ所管部署等に対し、定期的な情報収集や公共施設の有効活用を推進し、継続的な計画の運用、進捗管理を実施します。

(2) 公共施設等に関する情報の一元管理

PDCAサイクルによって継続的な改善を実施するため、公共施設等マネジメント総括部署が公共施設等に関する劣化状況やソフト情報などを収集し、継続的な実態把握やその情報を一元的な管理を実施します。

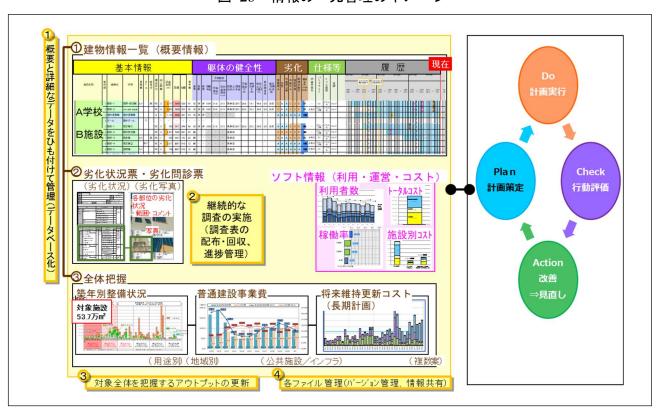


図 29 情報の一元管理のイメージ

(3) 公共施設等の劣化状況の把握と保全の実行

本計画は、公共施設の単なる維持管理計画ではなく、施設運営や施設で行われている事業、他の計画との連動など、市で実施されている様々な取組と密接な関係をもった総合的な計画です。 そのため、公共施設等マネジメント総括部署だけでなく、建物及びインフラ所管部署、財政担当部署と連携し、公共施設等の現状把握と保全を実施します。

5-2 進捗状況の確認、計画の見直し

平成 28 年度の計画策定から 5 年が経過し、総務省からの見直し要請、令和 2 年度までに策定した各公共施設等の個別施設計画の内容を踏まえ、本計画の進捗状況及び社会状況等の変化を加味した中間見直しを行いました。また、PDCA サイクルに基づき、今後 5 年が経過した時点を目途に、施設の状態や財政状況を踏まえ、当該時点から将来 40 年間を見通した前期 10 年間の計画を策定します。